

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年12月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000093号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000034号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年8月31日から同年9月1日に訂正し、昭和54年8月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

昭和54年4月1日にC社(現在は、B社)に入社し、研修のため子会社であるA社で勤務した。請求期間頃に研修が終了し、C社に異動したが、その間、継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された社員台帳及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてC社及びそのグループ会社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員台帳及びB社の回答から昭和54年9月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和54年7月の厚生年金保険の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和54年8月31日となっており、離職年月日は同日であるため社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和54年8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき

厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000158 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2000035 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 26 年 8 月 22 日、平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 25 日、平成 27 年 12 月 25 日、平成 28 年 8 月 25 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 8 月 25 日及び平成 29 年 12 月 28 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の 1 のとおりとする。

平成 26 年 8 月 22 日、平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 25 日、平成 27 年 12 月 25 日、平成 28 年 8 月 25 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 8 月 25 日及び平成 29 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 8 月 22 日、平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 25 日、平成 27 年 12 月 25 日、平成 28 年 8 月 25 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 8 月 25 日及び平成 29 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 26 年 8 月 22 日、平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 25 日、平成 27 年 12 月 25 日、平成 28 年 8 月 25 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 8 月 25 日及び平成 29 年 12 月 28 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の 2 のとおりとする。

平成 26 年 8 月 22 日、平成 26 年 12 月 24 日、平成 27 年 8 月 25 日、平成 27 年 12 月 25 日、平成 28 年 8 月 25 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 8 月 25 日及び平成 29 年 12 月 28 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 8 月 22 日
② 平成 26 年 12 月 24 日
③ 平成 27 年 8 月 25 日
④ 平成 27 年 12 月 25 日
⑤ 平成 28 年 8 月 25 日
⑥ 平成 28 年 12 月 22 日
⑦ 平成 29 年 8 月 25 日
⑧ 平成 29 年 12 月 28 日

現在も勤務しているA社から支払われた請求期間①から⑧までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧までについて、A社から提出された給与台帳及び請求者が所持する賞与に係る給与明細書（以下「給与台帳等」という。）により、請求者は、当該事業所から、請求期間①は14万5,000円、請求期間②は37万5,000円、請求期間③は22万5,000円、請求期間④は31万円、請求期間⑤は23万2,500円、請求期間⑥は32万円、請求期間⑦は24万円、請求期間⑧は33万円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は14万円、請求期間②は35万3,000円、請求期間③は21万2,000円、請求期間④は28万6,000円、請求期間⑤は21万4,000円、請求期間⑥は28万9,000円、請求期間⑦は21万7,000円、請求期間⑧は29万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間⑧については、現金により支給されていた賞与の支払日を直接確認できる資料はないものの、事業主は、当該事業所における冬期の賞与は12月末頃に支払っている旨を述べている上、請求者は、平成29年12月28日に現金で支給された賞与の一部をその翌日に金融機関の口座に振り込んだ旨を述べるとともに、当該振込が確認できる預金通帳の写しを提出していることから判断すると、請求期間⑧に係る賞与支払日は平成29年12月28日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、給与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 給与台帳等によると、請求者の請求期間①から⑧までに支払われた賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、給与台帳等により確認できる賞与額から、別表の2のとおりとすることが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000158号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000035号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額
平成26年8月22日	14万円	記録なし
平成26年12月24日	35万3,000円	
平成27年8月25日	21万2,000円	
平成27年12月25日	28万6,000円	
平成28年8月25日	21万4,000円	
平成28年12月22日	28万9,000円	
平成29年8月25日	21万7,000円	
平成29年12月28日	29万6,000円	

2 【厚生年金保険法第75条本文の規定による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額 (厚生年金特例法による 訂正後の標準賞与額)
平成26年8月22日	14万5,000円	14万円
平成26年12月24日	37万5,000円	35万3,000円
平成27年8月25日	22万5,000円	21万2,000円
平成27年12月25日	31万円	28万6,000円
平成28年8月25日	23万2,000円	21万4,000円
平成28年12月22日	32万円	28万9,000円
平成29年8月25日	24万円	21万7,000円
平成29年12月28日	33万円	29万6,000円